

議案第27号

北上市交流センター条例の一部を改正する条例

北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
[略]				[略]			
和賀地区交流センター		北上市和賀町堅川目2地割18番地2		和賀地区交流センター		北上市和賀町堅川目1地割1番地13	
[略]				[略]			
2 [略]				2 [略]			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
[略]				[略]			
和賀地区交流センター	2階会議室	[略]	410	和賀地区交流センター	多目的ホール	[略]	940
	[略]		[略]		[略]		
	調理実習室		410		調理実習室		200
	3階会議室		[略]		会議室		[略]
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

現在の和賀地区交流センターを笠松小学校の仮校舎として使用することに伴い、和賀農村環境改善センターを和賀地区交流センターとして使用するため、所要の改正をしようとするものである。